

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所受託研究規程

制定 平成13年4月1日 13規程第21号

最終改正 令和5年10月1日 令05規程第20号 一部改正

(目的)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が受託する研究（以下「受託研究」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 知的財産権 国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号）第2条に規定する権利、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権及び外国における前記の権利に相当する権利並びにその他一切の知的財産権をいう。
- 二 研究代表者 受託研究を遂行する際の、研究所の研究責任者をいう。
- 三 国等 国、独立行政法人、地方公共団体又は株式会社A I S T S o l u t i o n s をいう。
- 四 資産 有形固定資産等管理要領(20要領第3号)第2条第1号に規定する有形固定資産をいう。
- 五 研究ユニット長等 国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第6条第3項及び第4項、第13条並びに第22条に規定する組織並びに組織規則（26規則第6号）第4条に規定する研究企画室及び連携推進室、同規則第5条第3項に規定するオープンイノベーションラボラトリ並びに同規則第6条第3項に規定する連携研究ラボの長をいう。

(受託研究の申請)

**第3条** 研究所に研究を委託しようとする者は、産学官契約部長が別に定める受託研究申請書（以下「申請書」という。）1通を研究所に提出する。ただし、申請案件が公募型の研究である場合には、その研究を公募した者が発行する採択通知書の写しを申請書に代えることができる。

(受入基準)

**第4条** 研究所は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、申請案件が次の各号に掲げる基準を満たしているときは、次条に定める受入条件を付して、その申請を受けることができる。

- 一 申請案件が国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条に定める業務のいずれかに該当すること。
- 二 申請案件が経済産業大臣から認可を受けた中長期計画の範囲の研究であること。

(受入条件)

**第5条** 受託研究の受入条件は、次のとおりとする。

- 一 研究所及び研究所に研究を委託する者（以下「委託者」という。）は、産学官契約部長が別に定める受託研究契約書を標準として、受託研究に関する契約（以下「契約」という。）を締結する。
- 二 委託者は、原則として、受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）の全額を受託研究の開始前に研究所に納付する。
- 三 前号にかかわらず、研究所が認めたときは、委託者は、次の方法により、受託研究の開始後に受託研究費を分割して研究所に納付することができる。
  - イ 契約の締結日から60日以内に、契約を締結した年度に納付すべき受託研究費の100分の30以上の金額を納付する。
  - ロ 受託研究費からイの金額を控除した残額については、研究所と委託者との協議に基づいて契約に定めた方法により納付する。
- 四 研究所と委託者との間に別段の合意がある場合を除き、受託研究費により取得した設備等は、研究所の所有とする。

（受託研究費）

**第6条** 受託研究費は、連携研究等経費算定要領（19要領第15号）の定めるところにより算定する。

（契約の自動更新）

**第7条** 受託研究が複数の年度にわたることが予め予想され、かつ、その受託研究の契約を会計年度ごとに更新する必要がある場合には、これを契約に定めて、研究所及び委託者双方から申し出がない限り、契約の最終年度まで契約を自動更新する。

（契約の解除等）

**第8条** 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託研究を中止し、契約を解除することができる。

- 一 委託者が受託研究費を定められた期日までに研究所に納付しなかった場合
- 二 天災その他やむを得ない事由により、受託研究の遂行が困難となった場合

2 研究所は、前項第2号により契約を解除するときは、納付された受託研究費から既に支出された経費を控除した額の全額又は一部の額を返還する。

3 研究所は、受託研究が天災その他やむを得ない事由により契約期間内に終了しなかったときは、その責めを負わない。

（知的財産権の帰属等）

**第9条** 受託研究による発明等に係る知的財産権は、原則として研究所が所有する。ただし、委託者は、契約時の研究所との協議により、その知的財産権の一部又は全部を所有することができる。

（共同研究規程の準用）

**第10条** 国立研究開発法人産業技術総合研究所共同研究規程（13規程第22号）第2条第2項から第4項まで、第5条第2項及び第7条から第14条までの規定は、受託研究において研究所に一部又は全部が帰属する知的財産権の取扱いについて準用する。この場合におい

て、同規定中「共同研究者」とあるのは「委託者」と、「共同研究」とあるのは「受託研究」と、「本知的財産権」とあるのは「受託研究による発明等に係る知的財産権」と読み替えるものとする。

(研究員等の派遣)

**第11条** 研究所又は委託者は、相手方の同意を得て、研究員及び研究支援者を相互に派遣することができる。また、研究所は、委託者が派遣する研究員を受け入れる場合は、研究所の招聘する外来研究員として受け入れる。

(取得した資産の使用確認)

**第12条** 研究代表者は、受託研究費により取得した資産がある場合には、当該資産を適切に使用したことを確認しなければならない。

(実験データの保存)

**第13条** 受託研究の業務に従事する研究員は、受託研究により得られた実験データを、国立研究開発法人産業技術総合研究所文書管理・決裁規程（16規程第44号）、国立研究開発法人産業技術総合研究所研究成果物等取扱規程（13規程第45号）及び国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究記録の管理等に関する規程（27規程第51号）の定めるところにより適切に管理し、他の職員が確認可能な方法で保存しなければならない。

(研究進捗状況の管理)

**第14条** 研究代表者は、計画的な受託研究の遂行の観点から、研究の進捗状況の管理を行うとともに、原則として四半期ごとに、研究ユニット長等に、当該研究の進捗状況を報告するものとする。

(終了報告)

**第15条** 研究所は、受託研究が終了したときは、契約に定める提出期限までに、産学官契約部長が別に定める受託研究終了報告書を委託者に提出する。

(研究成果の成果報告書への記載)

**第16条** 受託研究の業務に従事する研究員は、受託研究費により取得した資産を含め、受託研究において得られた研究成果を、その実験データとともに、委託者に提出する成果報告書に明確に記載しなければならない。

(著作者人格権)

**第17条** 研究所は、本受託研究に基づきプログラム等が得られた場合、当該発明等を行った者が著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条までに規定する著作者人格権を行使しないように措置する。

(秘密の保持)

**第18条** 研究所又は委託者は、受託研究において知り得た一切の情報を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならない。ただし、これらの情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 既に公知の情報であるもの
- 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- 三 相手方から当該情報を入手した時点で、既に保有していた情報であるもの

四 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの

五 他の規程等に別段の定めがあるもの

(研究成果の公表)

**第19条** 研究所は、前条の規定にかかわらず、受託研究の成果を公表する。ただし、その公表が委託者の業務に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、この限りでない。

(適用除外)

**第20条** 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を受託研究又は委託者等に対して適用しないことができる。

一 受託研究が国等からの委託又は再委託である場合

二 その他、特別な事情がある場合

**附 則 (13規程第21号)**

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則 (13規程第54号・一部改正)**

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

**附 則 (16規程第4号・一部改正)**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則 (19規程第12号・一部改正)**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則 (24規程第28号・一部改正)**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則 (26規程第41号・一部改正)**

この規程は、平成26年8月13日から施行する。

**附 則 (26規程第62号・一部改正)**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成26年11月14日から施行し、平成26年11月1日から適用する。

(経過措置)

**第2条** 研究所がこの規程の適用前に締結した契約に基づく知的財産権の実施契約に係る事項については、なお従前の例による。

2 研究所がこの規程の適用前に締結した前項の契約を変更する場合において、研究所が必要と認めるときには、なお従前の例によることができる。

**附 則 (26規程第71号・一部改正)**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則 (27規程第19号・一部改正)**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則 (27規程第69号・一部改正)**

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則（27規程第124号・一部改正）**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（28規程第40号・一部改正）**

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

**附 則（29規程第40号・一部改正）**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則（令02規程第26号・一部改正）**

この規程は、令和2年12月28日から施行する。

**附 則（令02規程第39号・一部改正）**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則（令03規程第41号・一部改正）**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則（令04規程第16号・一部改正）**

この規程は、令和4年9月26日から施行する。

**附 則（令04規程第22号・一部改正）**

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

**附 則（令04規程第53号・一部改正）**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則（令05規程第13号・一部改正）**

この規程は、令和5年7月27日から施行する。

**附 則（令05規程第20号・一部改正）**

この規程は、令和5年10月1日から施行する。